「おまとめ特別プラン定期預金」

令和8年11月2日現在

１．商品名	・金利上乗せ定期預金「おまとめ特別プラン定期預金」 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期[単利型]・[複利型]）
２．商品コード	・個人　００６７１３ ・法人　００６７１４
３．販売対象	・個人・個人事業主、法人 ※新規のお客さま、既存のお客さまのいずれも対象となります。
４．お取扱い期間	・令和8年11月2日（月）～令和9年1月29日（金）まで ※販売総額に達した時点で、取扱期間中でも販売を終了する場合があります。
５．お預入れ期間	・１年、２年、３年、４年、５年
６．販売総額	・３００億円
７．預入 （１）預入金額 （２）預入単位 （３）受付方法	・個人・個人事業主……１０万円以上 ・法人……１００万円以上 ※個人は１顧客合計５，０００万円まで。 ※法人は１顧客合計１億円まで。 ・１円単位 ・窓口、営業担当者での受付 ※城北アプリでのお取扱いはありません。
８．適用条件	・確認済みのニューマネー（下記の「9．ニューマネーの取扱い」参照）を特別金利で受け入れ、当該ニューマネーと同額までの既存預金にもまとめて特別金利を適用します。 ※既存預金とは当金庫にお預けいただいている、全ての預金が対象となります。 ・既存預金がない新規のお客さまは、ニューマネー部分のみが特別金利の対象となります。 ・ニューマネーと既存預金を合算した本プランの適用額は、個人１顧客合計５，０００万円、法人１顧客合計１億円を上限とします。 ・お客さまごとの上限額は、全店・複数契約を通算して管理します。
９．ニューマネーの取扱い	・ニューマネーとは、本商品のお取扱い期間中に外部から新たに入金された資金等、当金庫所定の方法により確認した新規資金をいいます。

城北信用金庫

	・次の資金は、原則としてニューマネーには含まれません。 ①当金庫内の預金口座間の振替資金 ②従前から当金庫にある普通預金等の資金 ③定期預金の満期金・解約金 ④一度当金庫から出金した資金を再度入金した資金 ・国債の満期償還金が本商品のお取扱い期間中に当金庫の普通預金に入金された場合は、ニューマネーとしてお取扱いいたします。
10. 利息 （１）適用金利   <

14. 注意事項	・本商品は、外部からの新規資金（ニューマネー）を対象とした特別金利定期預金です。 ・ニューマネーと同額までの既存預金についても、所定の条件のもと特別金利を適用します。 ・既存預金部分を含めた本プランの適用額は、個人１顧客合計５，０００万円、法人１顧客合計１億円を上限とします。 ・上限額は全店・複数契約を通算して管理します。 ・販売総額３００億円に達した場合は、取扱期間中であっても販売を終了する場合があります。 ・申込書類を受け付けたことのみをもって、特別金利の適用枠を確保するものではありません。入金、資金の適格性確認および契約成立をもって適用額を確定します。 ・販売総額の残枠を超える特別金利の適用はできません。 ・マル優のお取扱いができます。 ・個人のお利息は源泉分離課税２０．３１５%の対象です。 ・法人のお利息は総合課税となります。 ・通帳・証書のお取扱いができます。 ・総合口座のお取扱いは不可。 ・担保（総合口座含む）への差入は不可。 ・預金保険制度の付保対象商品です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます。 ・この商品の取扱方法は、金融環境等の変化により変更させていただくことがあります。 ・この商品は、金融環境等の変化により募集を中止させていただくことがあります。
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（９時～１７時、電話：０３－３９１３－１１５８）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接

	お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。